

31 平成15年産産米の銘柄区分

政府米銘柄区分への当てはめ基準

基準の基本的考え方

- 1 政府米の銘柄区分への当てはめについては、自主流通米の市場評価を最大限に取り入れることを基本に、備蓄の円滑な運営の観点に立って銘柄の当てはめを行う。
- 2 計画流通米の平均出回数量が1,000トン未満の銘柄については、原則5類とする。
ただし、新規銘柄等については、県として今後の生産、販売推進計画があるものについて、知事の申し出により3類を上限として当てはめる等地域の実情に配慮する。
- 3 政府米の販売状況の良くない銘柄については、これを当てはめに反映させる。

具体的当てはめ方法

市場評価の高いものから上位区分に当てはめを行うこととし、具体的な評価価格と中心価格の割合により1～5類に区分する。（右図参照）

- ・ 評価価格：産地品種銘柄ごとに、自主流通米の取引価格を3カ年平均して求められた価格
- ・ 中心価格：銘柄別の評価価格を合計し、産地品種銘柄数で除して得た価格

類別	評価価格	要件
1類	109	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価価格が中心価格に対して109%以上のもの ・ 都道府県の奨励品種であるもの
2類	103 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価価格が中心価格に対して103%以上109%未満のもの ・ 都道府県の奨励品種であるもの
3類	103 3%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価価格が中心価格に対して97%以上103%未満のもの
	中心価格	
4類	97 4%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価価格が中心価格に対して93%以上97%未満のもの
5類	93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価価格が中心価格に対して93%未満のもの及び計画流通米の平均出回数量が1,000トンに満たないもの